

秋田県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

平成31年4月1日五城目町訓令第13号

改正

令和2年4月1日訓令第27号

令和3年1月13日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、五城目町（以下「町」という。）が、あきた未来総合戦略（秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略）及び五城目町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が、移住支援金の要件を満たし、移住支援金の対象企業に就業又は起業等したうえで定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 当該移住支援金の交付については、秋田県移住・就業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）又は法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合は100万円、単身の申請の場合は60万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号、又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者とする。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法

律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他県又は町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材(内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者をいう。以下同じ。)の場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件は、移住する直前において、次のいずれかに該当すること。

ア 五城目HUBメンバーに登録済であること。

イ 町主催のイベント「五城目ファンミーティング」又は「現地体験ツアー」の参加経験を有すること。

(5) 起業に関する要件は、1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、転入から1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認ができる書類の写し

- (2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (4) 戸籍の附票その他の移住する以前10年間の在住地を証明する書類
- (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった場合は、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (7) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）及び東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (8) 就業に係る移住支援金の申請である場合は、移住先での就業先の就業証明書（様式第2号）
- (9) テレワークに係る移住支援金の申請である場合は、所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
- (10) 起業に係る移住支援金の申請である場合は、起業支援金の交付決定通知書の写し

（交付決定の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その

旨同様に申請者に通知する。

- 3 申請者は、交付決定通知書の交付決定後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合は、町長に対し書面により再交付願を提出し、町長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに再交付するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 県及び町は、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業状況等の異動届出)

第8条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、住所等変更届(様式第4号)を町長に届出をしなければならない。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還請求する要件は、次のとおりとする。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還請求する要件は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した町から転出した場合とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年1月13日から施行する。
- 2 改正後の秋田県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に移住した者について適用する。ただし、改正後の第3条第1項第4号の規定は、2021年度地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業）実施計画書の認定日以降に移住した者について適用する。